



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	雑報
Citation	北大法学論集, 22(3), 299-300
Issue Date	1971-11-25
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/16137
Type	other
File Information	22(3)_p299-300.pdf



北海道大学法学部法学会記事

○昭和四六年六月二十五日(金)午後一時半—四時半

「フランスにおける報道の自由」

報告者 中村 睦 男
出席者 一八名

本報告は、報告者が本年春に開催された比較法学会(五月一日—二日、国学院大学)で行なった報告を基礎にしたものである。報告は、大きく、一、報道の自由の意義および位置づけ、二、国家権力に対する報道の自由、三、金の権力に対する報道の自由、四、報道の自由とその民事上の責任の四つに分けて行なわれた。報告者は、フランスにおける報道の自由の特色は、それが、国家権力のみならず、金の権力に対しても保障されるべきものと把握されていることにあるとみる。報告は、フランスの報道の自由に関する実定法および判例がどのようなものであるかという観点からなされた。

討論は、丁度、「ニューヨーク・タイムズ事件」および「朝日新聞事件」が社会的に大きな問題になっている時期であったので、報道の自由一般に関して極めて活発に行なわれた。

報告者は△報道の自由▽がもっている——少くともわれわれ素人にとって——新しい側面を、フランスの場合をとり具体的に実定法や判例によって示してくれたと、報告には論者のモダリティではあるが堅固な信条も示されており、興味深くきくことができた。ただ、△報道の自由▽は国家権力や金の権力に対する保障の問題を含むことは勿論であるが、この問題は現代ではさらに新しいアスペクトをももちつつあるように思われる。一つは、討論でも取り上げられたように、国民がキク△知る権利▽とその限界の問題であり、もう一つは、最先端をゆく記者が情報を獲得するさいのデリケートな問題、情報源を秘密にしておく△権利▽をどれぐらい保障してゆくか、他の観点(例えば国家の安全という観点)からその△権利▽をどれぐらい制限しうるか、という問題である。

○昭和四六年七月二三日(土)午後一時半—五時

「過疎問題の行財政的側面」

報告者 伊藤 大一
出席者 二十名

深刻の度を増しつつある過疎問題に対して最近若干の公的措置が講ぜられるようになった。その中心は過疎地域対策緊急措置法とそれに基く一連の措置であるが、報告では、これらの措置を手掛りに、その根底にある日本の行財政体制の特質が論ぜられた。すなわち今日の過疎問題を生み出した直接の要因は三十年代にお

ける国の経済政策の転換にあるといわれるが、それに対処する仕方として、この法律はゴースト・タウン化をおし進める代りに、むしろそれをおし止める方針を明示している。しかし——この方針自体の当否は措くとしても——それを具体化するものとして打ち出された一連の措置は必ずしも適切であるとはいえない。むしろ、行政上および財政上の手段を通ずる集積利益の還元がゴースト・タウン化をおし止めるうえで不可欠とされている点を思い併せるならば、それらの措置は法律に掲げられた方針を裏切るものとみることでもできよう。他方、この法律は地方団体側の要望に基づく議員立法の一つであり、政府の消極的な態度を押し切つて作り出されたという事情を反映して、過疎対策——一連の措置が対策の名に値するかどうかは別として——を実施する第一次的な責任を市町村自治体に負わせている。そこで、これらの事実をつき合わせてみるならば、最近の過疎対策は問題の解決を意図して打ち出されたものというより、むしろ、現行の地方自治体制に捥子入れすることを意図したものとなしうるのである。三割自治を標榜する自治体が国をスケープ・ゴートに仕立て上げている現状からも明らかなように、この体制は国の政策の実施に伴つて発生する問題の解決——というよりも、むしろ解決の引き延ばし——を自治体が請負うという分業の上に築かれている。そして、これは一つには日本が置かれている国際経済的な立場からひき出された苦肉な対応策とみなすこともできるのである。

過疎問題は種々の側面からアプローチできるであろうが、伊藤教授は——無理に御報告をおしつけられたにもかかわらず——そのうちの側面についてその背景を、緊急措置法の分析をもとに極めて手際よく説明された。地方当局からの△圧力▽やそれに対する各政党中央官庁の対応が実証的に示されていたら、われわれ素人にもより具体的に理解できたであろう。

正 誤 表			
301頁 予 告			
正			誤
論	説	論	説
民	主	党	生
リ	ブ	ク	ネ
	ヒト		ヒト